平成２４年（フ）第２３６号
高知市北竹島町18番地５
破産者　辰本　滋正
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第５１号
福岡県直方市大字感田3102番地３
破産者　福嶋　一也
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

破産手続終結

平成２４年（フ）第１２号
長崎県対馬市厳原町久田48番地23、前住所福岡市博多区美野島３丁目12番12―5001号
破産者　八島　彌生
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２２年（フ）第６０７号
群馬県渋川市北橘町真壁1193番地の２
破産者　株式会社楯鉄工所
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第７５５号
北九州市小倉北区中津口１丁目２番１号
破産者　大内田建設株式会社
1　決定年月日　平成24年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１３５６号
最後の住所札幌市西区西野５条７丁目８番１号
破産者　亡田邊全相続財産
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９４号
青森県東津軽郡蓬田村大字蓬田字宮本44番地
破産者　有限会社蓬田製材所
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３６７号
秋田市山王５丁目９番２号中友ビル３階
破産者　株式会社中田建築設備
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２０７４号
名古屋市熱田区南一番町21番15号
破産者　株式会社中京クリーニング本店
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４９号
名古屋市中村区太閤１丁目２番６号
破産者　名通エンジニアリング株式会社
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３０７号
愛知県犬山市大字犬山字南古券42番地の２
破産者　株式会社伊藤土建
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９号
三重県度会郡大紀町錦81番地２、開始決定時の住所三重県松阪市駅部田町1840―11
破産者　西村　兼也
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第９６００号
大阪市西区江戸堀１丁目21番35号　ザ・ファーストビル
破産者　正華産業株式会社
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７７０６号
大阪府枚方市招提元町４丁目４番１号
破産者　株式会社マルキ京阪
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成１９年（フ）第４０７号
兵庫県宝塚市長谷字道谷１番地の202、前住所兵庫県宝塚市宝梅２丁目６番89―506号
破産者　冨士田忠彦
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２４８号
兵庫県川西市錦松台３番33号
破産者　有限会社大河内設備
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第４５６号
兵庫県宝塚市逆瀬川１丁目15番７号
破産者　株式会社ニチコン製作所
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第４３７号
兵庫県姫路市広畑区鶴町１丁目12番地
破産者　株式会社創継
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第７１号
高知市萩町１丁目６番31号
破産者　有限会社千松
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第７号
岩手県奥州市水沢区花園町１丁目２番15号、清算人住所岩手県花巻市鍛治町４番４号
破産者　有限会社鎌田新聞店
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
盛岡地方裁判所花巻支部